

刑事裁判最前線



1 裁判員裁判について

(1) 現状

裁判員制度は、施行後10年以上の実績を重ねる中で、我が国における刑事裁判の中核に位置付けられるものとして定着してきています。

裁判員制度の円滑な運営を支えてきた重要な要素の一つが、裁判員制度に対する国民の理解と協力です。裁判員制度施行以降、裁判員候補者の辞退率の上昇傾向、出席率の低下傾向が続いていました。出席率については、各地裁において裁判員等選任手続における運用上の工夫が実施されたことなどもあり、平成30年以降、改善傾向が見られます。また、辞退率についても、改善の兆しが見られます。

このように、裁判員裁判は、これまでのところ、国民の理解と協力の下でおおむね順調に運営されてきたと評価されています。しかし、運営する側の裁判所としては、現状に満足することなく、裁判員制度はいまだ発展途上であるとの認識を持ち、絶えず運用改善に向けて取り組む必要があります。

(2) 裁判員との実質的協働、公判前整理手続の在り方

裁判員制度によって、刑事裁判のプラクティス（運用）は大きく変容し、核心司法や公判中心主義など刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになりました。また、行為責任を基本とする量刑判断の枠組みが明確にされ、難解な法律概念についてその本質に立ち返った説明が試みられるなど、裁判員が実質的かつ法的観点を踏まえた意見を述べられる環境が整えられつつあります。これらの変化は、裁判員裁判に対応するための法曹三者による運用改善のための取組等の進展によるところが大きいといえます。

もっとも、これまで以上に裁判員の視点・感覚を的確に判断内容に反映させるとの観点から、裁判官の間では、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組むとともに、それらの事例を蓄積・共有した上で、裁判員裁判の運営や判断の在り方全般についての検討が行われています。また、公判前整理手続の長期化も従前からの課題の一つであり、引き続き、法曹三者との間で、手続の基本的な在り方について共通認識を持つことなどにより改善を図る必要があります。これらの課題に取り組むためには、裁判官同士の議論はもとより、法曹三者による意見交換や協議について、より実質的、実践的なものとして充実させていくことが期待されます。

### **(3) 裁判員の負担への配慮、裁判員の安全確保**

裁判員にとって重い精神的負担となるおそれが類型的に高い、遺体写真等のいわゆる刺激証拠の取扱いについては、裁判員の負担への配慮という観点も踏まえて証拠の必要性等を吟味するという意識の下、判断されるようになりました。すなわち、要証事実は何であり、その要証事実は事案の核心とどのように関係するのか、他の証拠で代替できないかを具体的に検討し、必要性が認められる範囲に限って採用するという意識が高まったものです。

また、裁判員の安全確保については、講じることが考えられる方策等を取りまとめて周知し、各地裁においても、安全確保に関する方策を検討して実施しているところです。もっとも、十分な方策をもってしてもなお、予測できない事態が生じることは避けられませんが、そのような場合には、裁判部とは異なる視点や情報の蓄積を持つ事務局とも連携することで、多角的に検討した上で、として対応する必要があることを常日頃から意識しておく必要があります。

### **(4) 国民の理解と協力を得るための取組**

裁判員制度に対する国民の理解と協力は裁判員制度の円滑な運営に欠かせないものであり、今後も国民の幅広い参加を得るための努力を惜しんではありません。今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況下においては、感染

防止策を徹底するなどの工夫をして、裁判員が安心して安全に参加できる環境を整える必要があります。このような対応に限らず、裁判官や裁判員経験者が参加する出張講義等の広報活動を積極的に行い、裁判員経験者の声を広く届けるなどの地道な努力を続けるとともに、広報活動等を通じ、様々なチャンネルを通じて地域社会との接点を持ち、その実情等を踏まえながら得られた知見を制度運営全般に活かしていくことが求められます。

#### (5) 控訴審及び裁判員裁判非対象事件の審理の在り方

裁判員裁判の取組や理念は、刑事訴訟法の本旨に立ち返ろうとするものであり、裁判員裁判対象事件の第一審の審理のみならず、刑事裁判全体に推し及ぼされるべきものです。控訴審の在り方については、事後審の徹底という本来の趣旨を踏まえつつ、高裁・地裁の裁判官との間で議論・検討が重ねられています。また、裁判員裁判非対象事件の審理の在り方についても、裁判員裁判のプラクティスを単に形式的に採り入れて運用するというのではなく、そのプラクティスの目的や実質に照らして、具体的な事案に応じた運用の在り方を模索することが必要です。

### 2 その他の刑事裁判について

#### (1) 適正な通訳の確保のための取組

##### ア 現状

近年、いわゆる要通訳事件の数は高い水準で推移しています。また、出入国管理及び難民認定法の一部改正により新たな在留資格が創設されたことから、要通訳事件が増加する可能性があります。このような中で、裁判所としては、法廷通訳に対する社会の関心の高さに対応し、適正な通訳を担保するために、①裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現、②通訳人の数の確保、③通訳人の質の確保に関する取組を継続する必要があります。

##### イ 裁判所及び訴訟関係人の適切な配慮による通訳しやすい審理の実現

刑事公判において適正な通訳を確保するためには、特に第一審において訴訟関係人が通訳に適した尋問を実践するなど訴訟活動において配慮を行い、裁判官も同様の観点から適切な訴訟指揮を行うことが必須であり、法曹三者の中での配慮の在り方についての理解が共有されるよう、裁判所からも適切な働き掛けを行うことが必要です。これまで、適正な通訳を行うために裁判所及び訴訟関係人が配慮すべき事項等について、通訳人経験者に対するヒアリング結果等を基に取りまとめて提供し、司法研修所の研究会でも議論がされたところです。勉強会を開催して法曹三者と通訳人とで意見交換するといった取組も各地で行われており、こうした取組の継続が強く期待されます。

#### ウ 通訳人の数の確保

通訳人候補者名簿データベース（以下「DB」といいます。）は、裁判所に係属する全ての事件で利用できるものであり、その登録者数の更なる充実が必要です。その方策として、DBへの登録が未了の通訳人を選任した場合、当該通訳人が適性を備えているときは、登録に必要な手続を教示するなどして、積極的に登録を促すことが有益であり、こうした運用を定着させる必要があります。また、裁判官が通訳人候補者の供給源となることが期待される大学に出張して法廷通訳に関する説明会を実施する取組が複数の府で行われています。さらに、通訳需要の高い言語に焦点を当てた積極的な働き掛けを行うことによって通訳人候補者を拡充することが有益であることから、令和2年10月、その具体的な方法を紹介したところです。今後も、このような取組を通じて、各府において積極的に通訳人候補者を確保していくことが強く望まれます。

#### エ 通訳の質の確保

毎年、多数の通訳人候補者を対象に、法廷通訳経験の多寡等に応じた研修を実施するなどして、通訳人の能力向上に努めているところです。

また、DBへの登録希望者の面接について、令和2年6月から、希望者の

通訳能力をより適切に審査するために、経験豊富な通訳人候補者に同席してもらい、希望者の通訳能力について意見を述べてもらうという運用が全国で実施されています。

## (2) 令状処理に係る取組

保釈請求等、被告人の身柄に関する判断については、社会的な関心が高いところです。これまでも、司法研修所における研究会や各庁における議論の場において令状審査の在り方を取り上げ、裁判官同士が議論を重ねてきたところですが、一昨年来保釈中の被告人の逃走事案が相次いで発生したことを受け、令和2年1月から2月にかけて行われた刑事事件担当裁判官協議会以降、逃亡防止の判断についてよりきめ細かな検討を行う必要があるとして、保釈保証金を含む逃亡防止を担保するための保釈条件の在り方や、当事者双方と十分な意見交換を行うことにより、保釈条件を設定するために必要な情報を適切に把握することなどの審査手続の在り方等について議論を重ねてきました。こうした議論を、同協議会や司法研修所の研究会で行った上、各庁でその結果を還元し、さらに、具体的な事例を踏まえて、逃亡防止に関する議論と実践を繰り返していくところです。今後も、令状事件や準抗告事件を担当する民事事件担当裁判官、簡裁の裁判官も含め、このような議論を継続的に幅広く行うなどしながら、引き続き適正な事件処理に取り組んでいく必要があります。

なお、令和2年2月に開催された法制審議会総会において、保釈中の被告人や刑が確定した者の逃亡を防止し、公判期日への出頭や刑の執行を確保するための刑事法の整備に関する諮問（諮問第110号）がされ、同年6月から、刑事法（逃走防止関係）部会において、①保釈中・勾留執行停止中の被告人の逃亡を防止するための方策、②判決宣告後の被告人の逃亡を防止するための方策、③確定した裁判の執行を確保するための方策について調査・審議が行われています。

## (3) 性犯罪及び被害者に係る取組

性犯罪や被害者問題に対する社会の関心は引き続き高い状況にあり、これまでも、司法研修所において性犯罪を含む被害者に関する研究会を実施し、事実認定や手続における課題のほか、被害者配慮の在り方等についても議論を行ってきています。

平成29年7月13日から、「刑法の一部を改正する法律」（平成29年法律第72号）が施行されているところ、同法律の国会審議の過程で、衆議院及び参議院の各法務委員会において、①裁判官に対して、性犯罪に直面した被害者の心理等について心理学的・精神医学的知見等を踏まえた研修を行うこと、②性犯罪に係る刑事事件の捜査及び公判の過程において二次被害の防止に努めること等を内容とした附帯決議がなされています。同附帯決議以降、毎年、司法研修所における研究会等で性犯罪被害をテーマとして取り上げています（なお、平成30年3月には、それまでの司法研修所の研究会における専門家の講演録等を取りまとめた「性犯罪被害者の心理等に関する参考資料（刑事裁判資料第291号）」を各庁に配布しています。）。また、各高等裁判所で毎年開催されている「犯罪被害者等の置かれた立場、状況等に関する理解を深めるための研究会」においても、同附帯決議以降、各庁で、性犯罪被害者本人を講師として迎えるなどの取組がされています。

同改正法は、附則9条において、性犯罪における被害の実情、改正後の施行状況等を勘案して施策の在り方について検討を加え、必要に応じて所要の措置を講ずるものとすると定められています。その検討の一環として、法務省において、性犯罪に関する刑事法検討会が開催され、暴行・脅迫や心神喪失・抗拒不能の要件の在り方、地位・関係性を利用した犯罪類型の在り方及び性的姿態の撮影行為に対する処罰規定の在り方など刑事実体法に関する論点のほか、司法面接的手法による聴取結果の証拠法上の取扱いの在り方など刑事手続法についても議論がされ、令和3年5月に報告書が取りまとめられました。これを受けて、今後、法務省において、性犯罪に係る刑事法に関する施策の在り方に

ついて更なる検討が行われる予定です。

また、同検討会における論点の一つとして掲げられていた、起訴状等における被害者の氏名等の秘匿の在り方については、法務省において、別途、法改正に向けた具体的な検討を加速して行うこととされていましたが、令和3年5月に開催された法制審議会総会において、刑事手続において犯罪被害者の氏名等の情報を保護するための刑事法の整備に関する諮問がされ、同年6月から、刑事法（犯罪被害者氏名等の情報保護関係）部会において調査・審議が行われています。

裁判所としても、法改正の動向を注視しつつ、引き続き必要な取組を続けていくことが望まれます。

#### (4) 刑事手続のIT化

近時の社会経済情勢の変化、特に、ITの急速な発展や社会における普及状況等を踏まえ、国民の裁判手続のIT化に対する期待も高まっているところであります。このような社会のすう勢からすれば、刑事手続についても、IT化の実現に向けた検討をしていくことが必要と考えられ、令和3年3月、法務省に「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」が設置され、捜査段階である令状手続に限らず、公判を含めた刑事手続全般を対象として、IT化に向けた検討が開始され、令和3年度末を目処に検討の取りまとめを行うこととされています。

もとより、質の高い裁判の実現を目指すためにも、刑事手続の事務処理の在り方について不斷の見直しを図っていく必要があります。今後は、ITを活用するという視点からも検討を進めていくことが考えられます。政府における検討に関しては、そのスピード感を意識しつつ、裁判所として適切に対応していく必要がありますが、裁判官においても、政府における検討状況を注視しながら、ITを活用した場合の事務処理の在り方の検討も行っていくことが期待されます。その検討に当たっては、J・NETポータルの刑事情報データベース（ケ

イフォ）の関連記事を参照して下さい。

### 3 おわりに～裁判部と事務局等との連携

個別の裁判事務であっても、裁判所全体の事務に関わるものや社会的な影響の大きいものも少なくなく、裁判官としては、社会の動きに常に関心を持つとともに、裁判官同士でよく議論をし、事務局とも連携して対応することが求められます。

例えば、裁判所庁舎内で加害事案や逃亡事案が発生した場合には、地域社会に不安を与えることとなり、国民の裁判所に対する信頼に大きな影響を与えかねません。このような事態が生じないようにするために、日頃から裁判部と事務局とが連携し、庁として適切な事務処理態勢を構築するとともに、問題事案が発生した場合には、所長まで迅速に情報を流通させて、庁として適切な対応がとれるようにしておく必要があります。

また、個別の裁判における感染症に対する対応策や警備の問題のように、裁判体がそれぞれ個別に判断すべき事項であっても、当該個別の事案における当事者・関係機関の意向だけでなく、裁判所全体の人的・物的状況や他の裁判体の事件処理に与える影響等を踏まえた上で、あらかじめ裁判所内部で十分な意見交換や検討をし、さらに、組織として関係機関と事前の調整を行う必要がある場合もあるということを念頭に置き、個々の事件処理を行うことも重要な思われます。

以上